

志摩圏域県管理河川水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づき組織することとし、名称を志摩圏域県管理河川水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、志摩圏域の水防災意識の向上に資することを目的とする。

2 近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、志摩圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

2 協議会には座長を置くものとし、座長は志摩建設事務所長をもって充てる。

3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

4 座長は、別表-1の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

5 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、別表-2の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

1. 水害・土砂災害による被害の軽減として実施する事項
 - 1) 現状の水害・土砂災害リスク情報や取組状況の共有
 - 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成
 - 3) 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ
2. 流域治水として実施する事項
 - 1) 志摩圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県志摩建設事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成29年6月27日から実施する。

平成30年	6月29日	改定
令和 元年	7月 1日	改定
令和 3年	2月 1日	改定
令和 4年	1月28日	改定
令和 4年	7月 5日	改定
令和 5年	7月13日	改定
令和 6年	7月 2日	改定
令和 7年	7月 8日	改定
令和 8年	7月 8日	改定

別表－１ 志摩圏域県管理河川水防災協議会 委員名簿			
所属			役職名
委員	鳥羽市		市長
	志摩市		市長
	気象庁	津地方気象台	台長
	三重県	南勢志摩地域活性化局	局長
		農林水産部 農業基盤整備課	課長
		県土整備部 河川課	課長
		志摩建設事務所	所長
オブザーバー	国土交通省	中部地方整備局 河川部 地域河川課	課長

別表－２ 志摩圏域県管理河川水防災協議会 幹事名簿			
所属			役職名
幹事	鳥羽市	総務課 防災危機管理室	副参事
		建設課	課長
		健康福祉課	課長
		農林水産課	課長
	志摩市	危機管理統括監 防災危機管理課	課長兼危機管理監
		建設部 建設整備課	参事兼課長
		健康福祉部 地域福祉課	課長
		健康福祉部 介護・総合相談支援課	課長
		水産農林部 農林課	課長兼農業委員会事務局長
	気象庁	津地方気象台	防災管理官
	三重県	南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室	室長
		農林水産部 農業基盤整備課	副課長兼班長
		県土整備部 河川課	班長
		志摩建設事務所	副所長
オブザーバー	国土交通省	中部地方整備局 河川部 地域河川課	課長補佐